

## 第5回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月13日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主任	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第16号 職員の任免について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第18号 非農地証明申請書について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 7. 会議の概要

**議長** ただ今から、令和5年第5回境港市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。  
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員  
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、4番橋本委員、5番古徳委員にお願いします。  
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和5年3月22日(水)鳥取県農業会議臨時総会(会長・事務局長)

**議長** それでは、議案審議に入ります。議案第16号「職員の任免について」を議題  
とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第16号「職員の任免について」説明をさせていただきます。議案の1ペ  
ージをご覧ください。境港市農政課において4月1日付けで人事異動がござい  
ました。それに伴いまして、1ページに任命する職員として、主幹の木村、主  
事の古田を任命したいと考えています。また、任を解く職員として、3名、主  
幹、渡邊龍太、森山、主任の北野を人事異動、もしくは退職で農業委員会事務  
局の任を解くことを諮るものでございます。2ページをご覧ください。職員  
名簿をつけさせていただいております。事務局長は武良、主幹が木村、主任が  
西、主事が岡本、古田という体制で令和5年度は行って行きたいと考えている  
ものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

**議長** 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。

**事務局長** 例年ですと、辞令交付と言う事で審議をしていただいて、決定をしていただ  
くと審議の方を中断させていただいて辞令交付をさせてもらっているのですが、  
今年度に限っては、事前に足立会長さんは了解をもらっているのですが、新任  
の職員ですが、木村の方は本日、Aさんが杜仲茶の木の栽培を始めると言う事  
で、新屋町の畑の方で、植樹セレモニーをやるという事で案内が来まして、そ

ちらの方に農政課を代表して出席をしています。それと、もう一名の古田ですが、古田は昨年から在籍しているのですが、農業委員会の定数（6名以内）というのがあります。昨年は6名の中に入っていなかったのが、今年度新たに事務局の職員に任命したいと言う事で議案の方に載せています。しかし、本日古田の方も出張が重なっておりまして、今日は出席できないということになっております。そして、任を解く職員の方で、退職しておりますので、今回辞令交付の方は省略と言う事で了解をもらっているのですが、次回辞令交付をして、顔を見てもらうという事でやっていきたいと思っております。今年度はイレギュラーなことが重なってしまったということで、ご了解いただきたいと思しますので宜しくお願いします。

**議 長** 大変申し訳ないのですが、そのような事情があって今月は辞令交付ができないという状況です。宜しくお願いします。他にご意見ありませんか。ないようですので採決をとります。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長** 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

（河岡委員が退室）

**議 長** それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の3ページになります。今回3件の申請が出ています。（番号1）譲渡人が財ノ木町のBさん、譲受人が幸神町の(株)Cさんです。申請地を売買により所有権移転するという申請内容です。土地の所在地は、小篠津町、場所といたしましては4ページをご覧ください。現地は、幸神町のDの裏、Eさんの作業場の隣接の農地となります。550㎡と349㎡の計899㎡で調整農用地区域内になります。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も畑として管理をされるという事ですので、農地を効率的に利用できると思込めます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定についてですが、Eさんは、農地

所有適格法人となっております。第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、畑として管理、維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。なお、4月から下限面積要件が撤廃されておりますので、そちらの方については、省略をさせていただきます。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**永井委員** 4ページを見てもらうとわかると思いますが、ちょうど裏の方になります。土地が三角形の形で、畑という形にはならないと思いますが、周囲が昔、資材置場だったということで、地盤がちょっと固いという感じになっておりますが、Eさんは農地として利用されるのではないかと考えています。周囲の方も、Eさんがきちんと管理されるので全く問題はないと思われれます。皆さんの審議を宜しくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号1)、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

**議 長** 続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

**事務局** (番号2)を説明させていただきます。譲渡人が出雲市のFさんで、譲受人が三軒屋町のGさんです。土地の所在は三軒屋町、畑、753㎡で農振地域内に

なります。場所は、5ページをご覧ください。Hの北側の米川沿いの農地になります。申請地を売買により、所有権移転し、畑として利用されると言う申請内容です。続きまして、農地法3条第2項の各号の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持されるとのことで、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持する事で農地の荒廃を防ぐことが出来るという事で今回の権利設定及び、権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**永井委員** 現地は、三軒屋町の米川沿い、中浜橋から三軒屋町内に入った所に今回の申請地があります。米川沿いにありまして、簡単な橋（2メートル50位）も設営されておりまして、現地の方は、少し草が生えてはいたのですが、すぐに作付が出来る状態になっていました。また、米川沿いですので、土砂が流れないように瓦等で流れないようにしてありましたので、米川の方に流れ込む事はないかと思われます。皆さんのご審議をお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。（番号2）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長** 全員賛成ですので、（番号2）は、原案のとおり承認されました。続きまして、（番号3）の説明をお願いします。

**事務局** （番号3）の説明をさせていただきます。譲渡人が芝町のIさんで、譲受人が外江町のJさんです。土地の所在は、中野町、畑、405㎡、農用地区域内に

あります。場所は、6ページをご覧ください。上道町との町界、Kの向かい側の畑になります。申請地を売買により、所有権移転するという事です。まず、農地法3条第2項の各号の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後、畑として維持されるとのことで、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持する事で農地の荒廃を防ぐことが出来るという事で今回の権利設定及び、権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 現地を東に行くと高校に行く道になるのですが、以前から少しずつ耕作していた土地です。この前見たときには耕うんしてあり、堆肥が散布してある様な状態でした。家庭菜園をするにはちょうどいい所だと思います。皆さんのご審議をお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第18号「非農地証明申請書について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第18号「非農地証明申請書について」説明をさせていただきます。議案の7ページになります。申請地は、芝町、田、328㎡でございます。所有者は外江町のLさんですが、すでにお亡くなりになっていまして、申請者は米子市に住んでおられる娘さんのMさんとなっております。相続人からの申請で約50年前から宅地として利用されており、農地としての復旧は困難との事

で非農地の申請が出てきております。現地確認につきましては、阿部委員、築谷委員、永井委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いします。

**築谷委員** 8ページの地図をご覧ください。現地は、Nから境水道へ行く道を左の方に300メートル位行った所になります。今は埋め立ててあるので、昔、田だった事を覚えていません。地図上に四角の形がありますが、倉庫か何かで使っていたようです。あとは、造園業の方が木でも植えるのかと思うほど木がたくさんあります。このような状態なので、田や畑に復旧するのは難しいと思います。皆さんのご審議をお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第19号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明をお願いします。

議案内容に関係しますので河岡委員、阿部委員は退席をお願いします。

(河岡委員、阿部委員が退室)

**議 長** それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第19号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を説明させていただきます。令和5年度から今までですと、利用集積計画(案)を諮らせていただいたと同時に配分計画(案)と言う事で議案としては二つに分けておりましたが、法律の改正などによりまして、集積と配分を一つにまとめた農用地利用集積等促進計画(案)と言う事で議案として一つにまとめて諮らせてもらう形になっております。見ていただくと内容としては大きく変わることはございません。10ページをご覧ください。1番から4番につきましては、OさんがPさんに無償貸付、こちらは地権者さんと農家さんの間でお話が出来ているため使用貸借といったような形であげております。それ以外につきましては、1万円の所は畑ですが、11番の契約につきましては、農業公社の方で学校給食米を

作っている田の契約更新となっております。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。  
ないようですので、それでは採決いたします。議案第19号に賛成の方は挙手  
をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員、阿部委員が入室)

**(事務局から次の事項について報告)**

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

**(事務局からその他項目について説明)**

**・今後の予定**

- 西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会 令和5年4月18日(火)  
(会長・事務局長)
- 常設審議会(会長) 令和5年4月24日(月)
- 令和5年第6回境港市農業委員会総会 令和5年5月12日(金)  
◆午後1時30分～ (第1会議室)

- ・農業委員会情報 市報 4月号「令和5年春季農作業労賃標準額」  
「農地法の下限面積撤廃について」  
「畑の飛砂防止について」

市報 5月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

**議 長** 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からごさいませ  
んか。

**議 長** それでは以上をもちまして令和5年第5回境港市農業委員会総会を閉会しま  
す。

令和5年4月13日

境港市農業委員会

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---